

資料－3

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

名 称	概 要
<p>建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針</p> <p>平成30年12月21日 (最終改正)</p> <p>国土交通省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国、地方公共団体、所有者等の役割分担 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。 ・国及び地方公共団体は、所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。 ○ 公共建築物の耐震化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の拠点施設として、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。 ○ 所有者等の費用負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。 ○ 相談体制の整備及び情報提供の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。 ○ 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年[令和2年]までに少なくとも95パーセントにすることを目標とする。 ・平成37年[令和7年]までに耐震性が不十分な住宅を、また同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

【参考】建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（全文）

平成 18 年 1 月 26 日国土交通省告示第 184 号

（平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号により改正）

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震、平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項**1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担**

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用するべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨

の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

□ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努

め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断の実施が可能な建築士の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携をされるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPO との連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成 25 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,200 万戸のうち、約 900 万戸（約 18 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 82 パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 5 年間で約 250 万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 10 年間で約 55 万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、

約 42 万棟のうち、約 6 万棟（約 15 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 85 パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95%にすることを目標とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を 95%とするためには、平成 25 年から平成 32 年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約 650 万戸（うち耐震改修は約 130 万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 3 倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約 4 万棟（うち耐震改修は約 3 万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 2 倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第 5 条第 1 項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 323 号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二 2 のうち、平成 27 年までの目標を踏まえ、各都道府県にお

いて想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条第2号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第5条第3項第2号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第1号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第2号に規定する組積造の塀については、規則第4条の2の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第28条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第6条第1項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊

急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第 1 号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 4 条第 2 号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第 6 条第 3 項第 1 号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 4 条第 1 号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第 2 号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号）の施行の日（平成 18 年 1 月 26 日）から施行する。
- 2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

資料編

附 則（平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成 31 年 1 月 1 日）から施行する。

(別添)

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（省略）

資料－４

これまでの市の取り組みの実績

1. 木造住宅無料耐震診断の実績

本市で行っている木造無料耐震診断の実績は以下のとおりです。

表 木造無料耐震診断の実績

実施年度		診断件数	診断したもののうち			
			安全	一応安全	やや危険	倒壊又は大破壊の危険あり
平成 14 年度	田原	400	3	50	101	246
	渥美	50	1	18	18	13
	赤羽根	30	0	9	7	14
平成 15 年度	田原	250	6	50	76	118
	渥美	50	4	12	12	22
平成 16 年度	田原	100	3	15	27	55
	渥美	50	3	12	10	25
平成 17 年度	田原	100	2	18	31	49
	渥美	50	3	14	11	22
平成 18 年度		50	0	1	10	39
平成 19 年度		160	0	10	38	112
平成 20 年度		370	1	28	84	257
平成 21 年度		124	0	5	22	97
平成 22 年度		40	0	3	5	32
平成 23 年度		100	0	0	15	85
平成 24 年度		81	0	0	12	69
平成 25 年度		102	0	2	26	74
平成 26 年度		164	0	6	28	130
平成 27 年度		118	0	8	6	104
平成 28 年度		158	1	4	19	134
平成 29 年度		127	0	5	7	115
平成 30 年度		139	0	2	10	127
平成 31 年度		112	0	0	5	107
合計	件数	2,925	27	272	580	2,046
	割合	100.0%	0.9%	9.3%	19.8%	70.0%

※「安全」：1.5 以上、「一応安全」：1.0 以上～1.5 未満、「やや危険」：0.7 以上～1.0 未満
「倒壊又は大破壊の危険あり」：0.7 未満

2. 耐震改修計画策定及び改修工事の実績

本市における耐震改修計画策定及び改修工事への補助の実績は以下のとおりです。

表 耐震改修計画策定及び改修工事への補助の実績

実施年度	耐震改修計画策定	耐震改修工事
	実施件数	実施件数
平成 15 年度	18	16
平成 16 年度	13	15
平成 17 年度	17	14
平成 18 年度	11	12
平成 19 年度	12	12
平成 20 年度	13	12
平成 21 年度	19	11
平成 22 年度	20	21
平成 23 年度	47	47
平成 24 年度	28	20
平成 25 年度	29	35
平成 26 年度	22	19
平成 27 年度	19	16
平成 28 年度	14	12
平成 29 年度	19	14
平成 30 年度	—	22
平成 31 年度	—	21
合 計	301	319

3. 簡易耐震対策の実績

本市における簡易耐震対策への助成の実績は以下のとおりです。

表 簡易耐震対策への助成の実績

実施年度	実施件数
平成 22 年度	3
平成 23 年度	0
平成 24 年度	3
平成 25 年度	2
平成 26 年度	4
平成 27 年度	2
平成 28 年度	2
平成 29 年度	2
平成 30 年度	2
平成 31 年度	1
合 計	21

4. ブロック塀耐震改修工事の実績

本市におけるブロック塀耐震改修工事への補助の実績は以下のとおりです。

表 ブロック塀耐震改修工事への補助の実績

実施年度	解体件数	改修件数
平成 15 年度	3	6
平成 16 年度	2	7
平成 17 年度	6	5
平成 18 年度	2	5
平成 19 年度	3	4
平成 20 年度	2	4
平成 21 年度	2	10
平成 22 年度	2	9
平成 23 年度	2	3
平成 24 年度	0	5
平成 25 年度	5	4
平成 26 年度	0	5
平成 27 年度	1	2
平成 28 年度	0	3
平成 29 年度	1	6
平成 30 年度	7	31
平成 31 年度	3	8
合 計	41	117

5. 木造住宅の解体工事の実績

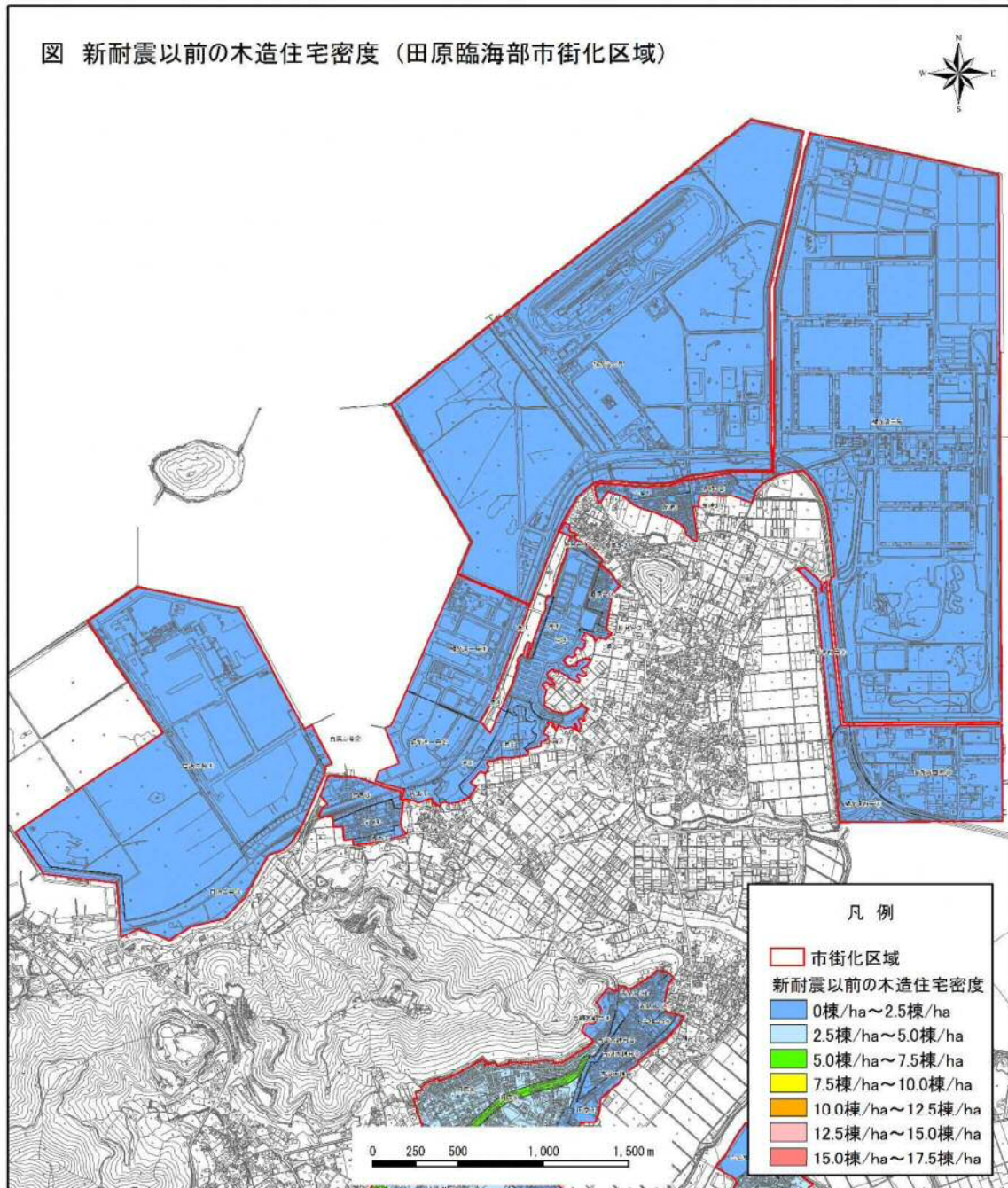
本市における木造住宅解体工事への補助の実績は以下のとおりです。

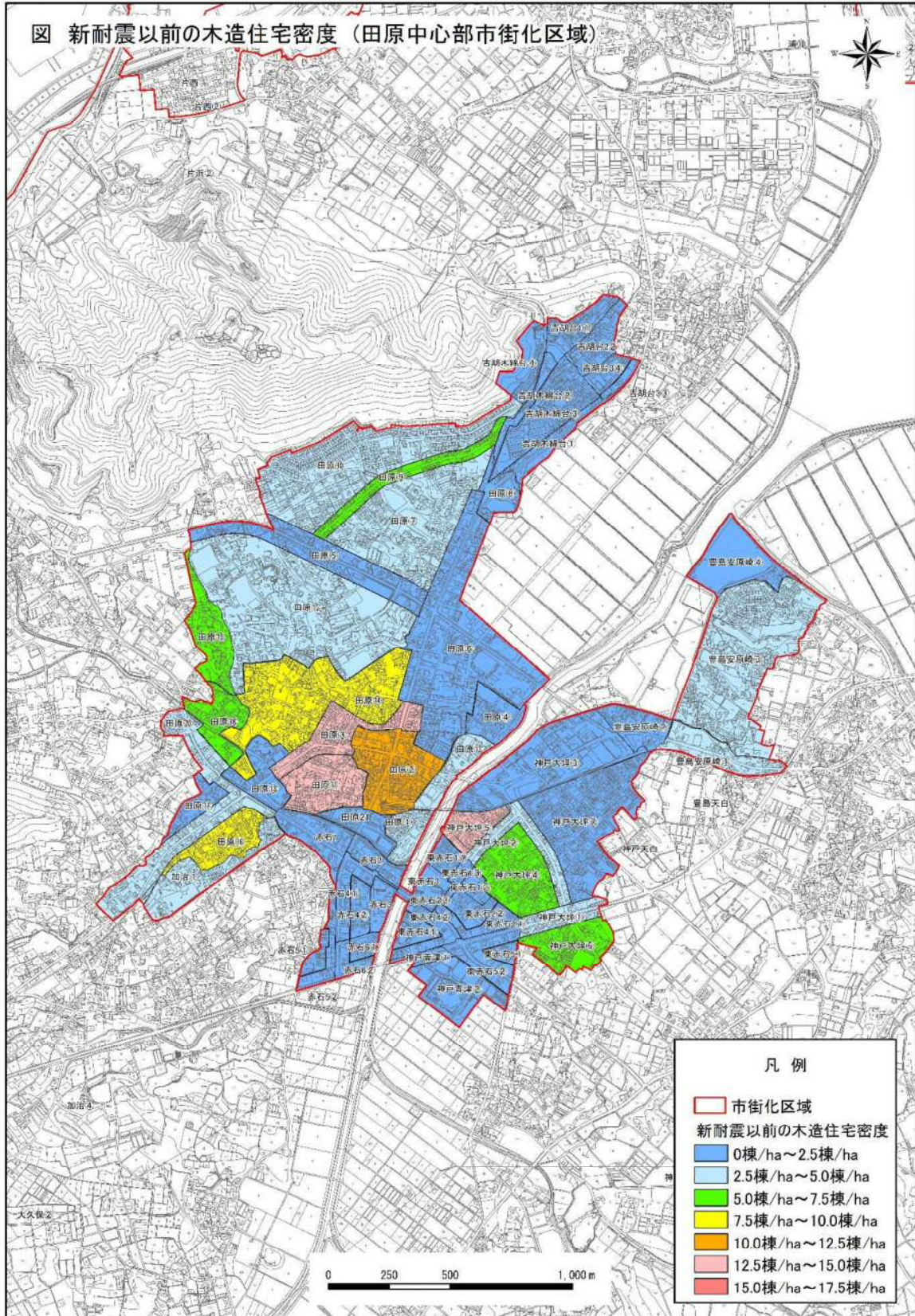
表 木造住宅解体工事への補助の実績

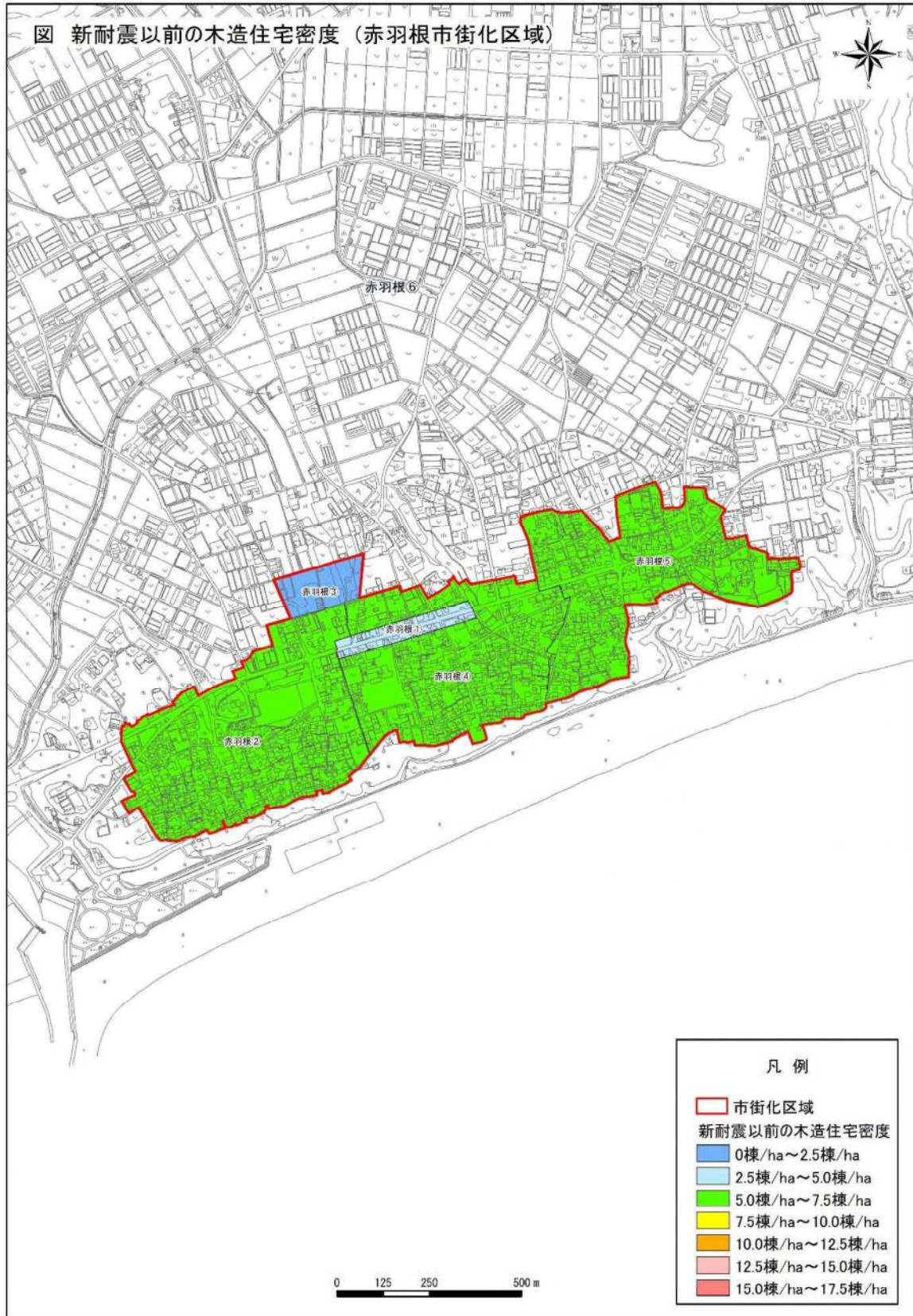
実施年度	解体件数
平成 29 年度	9
平成 30 年度	9
平成 31 年度	23
合 計	41

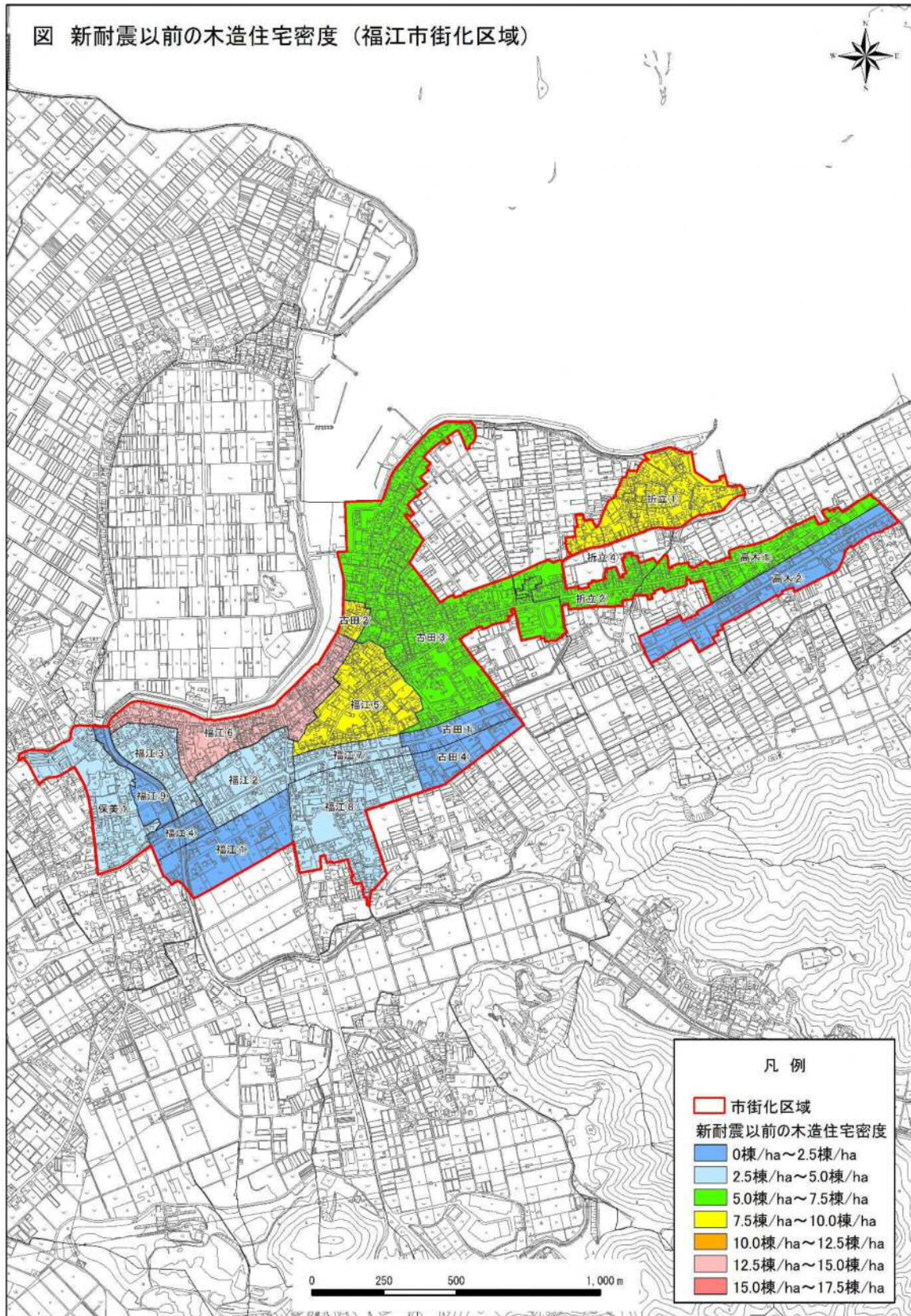
資料-5 地域別新耐震以前の木造住宅密度

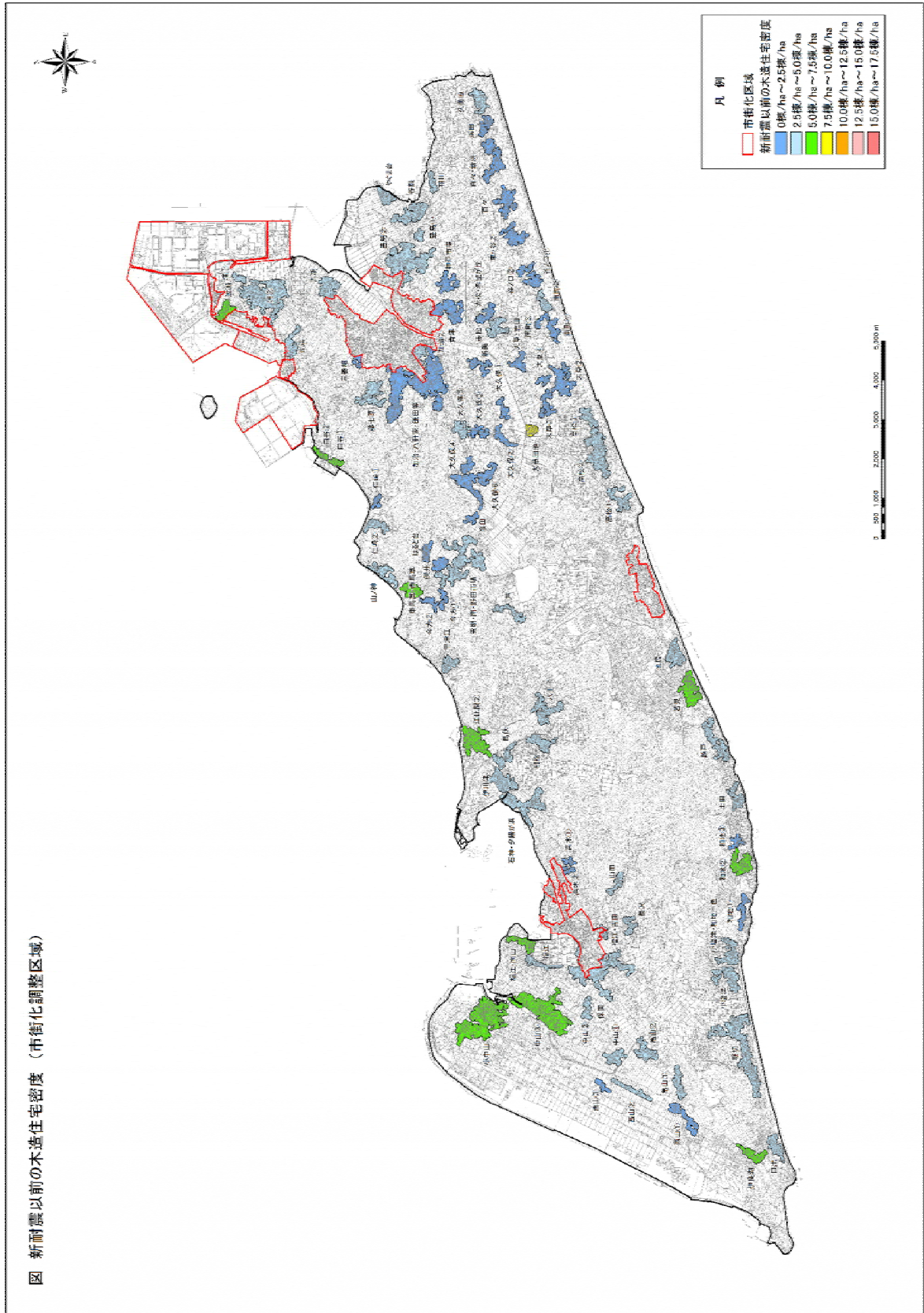
新耐震以前の木造住宅の密集度（1haあたりの棟数）を、市街化区域は都市計画基礎調査の調査区ごと、市街化調整区域は建物が50戸以上連なって立地している区域ごとに集計しました。結果は次の図及び表のとおりです。











資料編

表 新耐震以前の木造住宅密度（市街化区域）1

地域名	地区面積 (ha)	新耐震以前 木造住宅 (棟)	新耐震以前木造 住宅密度 (棟/ha)	10棟/ha 以上
豊島安原崎①	4.78	13	2.72	
豊島安原崎②	3.64	7	1.92	
豊島安原崎③	22.54	66	2.93	
豊島安原崎④	7.11	0	0.00	
吉胡台1①	3.22	2	0.62	
吉胡台2②	3.20	1	0.31	
吉胡台3③	0.67	0	0.00	
吉胡台3④	1.59	0	0.00	
吉胡木綿台①	2.53	1	0.40	
吉胡木綿台②	1.57	2	1.27	
吉胡木綿台③	7.41	17	2.29	
吉胡木綿台④	3.46	0	0.00	
加治①	5.54	14	2.53	
田原①	2.70	11	4.07	
田原②	9.10	99	10.88	○
田原③	6.30	79	12.54	○
田原④	3.57	0	0.00	
田原⑤	9.06	18	1.99	
田原⑥	26.58	54	2.03	
田原⑦	18.22	64	3.51	
田原⑧	2.60	1	0.38	
田原⑨	4.60	31	6.74	
田原⑩	20.86	94	4.51	
田原⑪	6.33	82	12.95	○
田原⑫	3.50	12	3.43	
田原⑬	4.06	5	1.23	
田原⑭	18.50	158	8.54	
田原⑮	32.94	107	3.25	
田原⑯	4.61	36	7.81	
田原⑰	2.15	3	1.40	
田原⑱	4.22	28	6.64	
田原⑲	5.21	29	5.57	
田原⑳	10.93	50	4.57	
田原㉑	2.90	0	0.00	
神戸大坪①	2.83	12	4.24	
神戸大坪②	3.64	14	3.85	
神戸大坪③	14.50	31	2.14	
神戸大坪④	7.81	52	6.66	
神戸大坪⑤	2.88	38	13.19	○

資料編

表 新耐震以前の木造住宅密度（市街化区域）2

地域名	地区面積 (ha)	新耐震以前 木造住宅 (棟)	新耐震以前木造 住宅密度 (棟/ha)	10棟/ha 以上
神戸大坪⑥	5.25	32	6.10	
神戸大坪⑦	14.86	29	1.95	
神戸青津①	0.89	0	0.00	
神戸青津②	5.97	0	0.00	
赤石1	4.28	4	0.93	
赤石2	2.13	0	0.00	
赤石3	1.60	0	0.00	
赤石4①	2.75	1	0.36	
赤石4②	1.84	0	0.00	
赤石5①	1.06	0	0.00	
赤石5②	1.85	0	0.00	
赤石6①	1.06	0	0.00	
赤石6②	1.42	0	0.00	
東赤石1①	1.49	0	0.00	
東赤石1②	1.00	0	0.00	
東赤石1③	0.56	0	0.00	
東赤石2①	2.12	2	0.94	
東赤石2②	1.86	1	0.54	
東赤石2③	0.24	0	0.00	
東赤石3	2.08	0	0.00	
東赤石4①	1.68	0	0.00	
東赤石4②	2.29	0	0.00	
東赤石5①	0.83	0	0.00	
東赤石5②	3.81	0	0.00	
浦①	1.08	1	0.93	
浦②	7.04	0	0.00	
浦③	0.50	0	0.00	
浦④	0.33	0	0.00	
浦⑤	24.94	0	0.00	
浦⑥	6.97	0	0.00	
浦⑦	2.33	0	0.00	
片西①	5.70	0	0.00	
片西②	1.48	0	0.00	
片西③	7.78	2	0.26	
片浜①	1.96	0	0.00	
白浜二号①	185.64	0	0.00	
白浜二号②	1.25	0	0.00	
白浜二号③	26.01	0	0.00	
緑が浜一号①	36.30	0	0.00	

資料編

表 新耐震以前の木造住宅密度（市街化区域）3

地域名	地区面積 (ha)	新耐震以前 木造住宅 (棟)	新耐震以前木造 住宅密度 (棟/ha)	10棟/ha 以上
緑が浜一号②	20.50	0	0.00	
緑が浜二号	343.20	0	0.00	
緑が浜三号	398.03	0	0.00	
緑が浜四号①	44.17	0	0.00	
緑が浜四号②	11.99	0	0.00	
緑が浜四号③	6.55	0	0.00	
光崎1	4.71	0	0.00	
光崎2	3.80	1	0.26	
光崎3①	0.22	0	0.00	
光崎3②	4.01	0	0.00	
赤羽根①	2.06	9	4.37	
赤羽根②	24.09	136	5.65	
赤羽根③	2.54	0	0.00	
赤羽根④	19.01	106	5.58	
赤羽根⑤	19.16	107	5.58	
姫見台①	1.45	0	0.00	
姫見台②	3.41	0	0.00	
姫見台③	0.38	0	0.00	
高木①	7.00	43	6.14	
高木②	9.46	10	1.06	
折立①	9.65	96	9.95	
折立②	4.40	32	7.27	
古田①	3.10	0	0.00	
古田②	1.12	9	8.04	
古田③	28.01	163	5.82	
古田④	3.42	2	0.58	
福江①	8.18	7	0.86	
福江②	7.40	29	3.92	
福江③	4.64	22	4.74	
福江④	2.33	3	1.29	
福江⑤	8.95	68	7.60	
福江⑥	10.93	147	13.45	○
福江⑦	3.16	8	2.53	
福江⑧	12.04	40	3.32	
福江⑨	2.56	5	1.95	
保美①	8.78	24	2.73	

資料編

表 新耐震以前の木造住宅密度（市街化調整区域）1

地域名	地区面積 (ha)	新耐震以前 木造住宅 (棟)	新耐震以前木造 住宅密度 (棟/ha)	10棟/ha 以上
谷熊	28.27	85	3.01	
豊島①	6.30	21	3.33	
豊島②	66.59	198	2.97	
吉胡	20.97	70	3.34	
浦①	5.93	19	3.20	
浦②	74.12	266	3.59	
波瀬	13.33	78	5.85	
片浜	16.88	58	3.44	
白谷①	5.64	42	7.45	
白谷②	5.86	33	5.64	
加治②	10.85	29	2.67	
加治・八軒家・鎌田等	115.71	231	2.00	
藤七原	26.75	68	2.54	
三番組	5.19	2	0.39	
大久保①	9.33	13	1.39	
大久保②	11.01	15	1.36	
大久保③	11.09	15	1.35	
大久保④	8.93	21	2.35	
大久保⑤	12.60	55	4.36	
大久保⑥	39.41	97	2.46	
新美	13.51	33	2.44	
彦田	6.58	13	1.98	
神戸市場	17.07	40	2.34	
大草②	29.60	49	1.66	
大草③	14.75	19	1.29	
大草④	6.21	10	1.61	
大草団地	7.25	67	9.24	
大草・志田	11.39	21	1.84	
南町①	11.37	18	1.58	
南町②	10.75	35	3.26	
南町③	6.03	9	1.49	
谷ノ口①	12.19	26	2.13	
谷ノ口②	7.73	11	1.42	
東ヶ谷②	20.72	46	2.22	
赤松	17.22	46	2.67	
赤松・希望が丘	13.29	22	1.66	
青津	29.50	53	1.80	
百々	23.96	54	2.25	
百々・新浜	29.72	61	2.05	

資料編

表 新耐震以前の木造住宅密度（市街化調整区域）2

地域名	地区面積 (ha)	新耐震以前 木造住宅 (棟)	新耐震以前木造 住宅密度 (棟/ha)	10棟/ha 以上
浜田	11.85	26	2.19	
久美原	17.63	49	2.78	
雲明・南・野田市場	62.66	195	3.11	
今方①	8.35	15	1.80	
今方②	7.46	13	1.74	
保井	10.40	23	2.21	
東馬草・西馬草	15.18	105	6.92	
仁崎①	6.04	15	2.48	
仁崎②	12.92	53	4.10	
山ノ神	18.66	47	2.52	
ほると台	9.24	0	0.00	
やぐま台	12.92	52	4.02	
相川	8.55	28	3.28	
芦	13.53	36	2.66	
高松①	19.31	77	3.99	
高松②	42.78	160	3.74	
高松③	12.36	31	2.51	
若見	29.86	154	5.16	
越戸	26.57	83	3.12	
土田	15.39	72	4.68	
池尻	21.80	102	4.68	
宇津江	12.21	58	4.75	
江比間②	35.17	214	6.08	
八王子	26.35	97	3.68	
村松	17.68	60	3.39	
馬伏	15.02	40	2.66	
伊川津	25.33	125	4.93	
石神・夕陽が浜	37.54	100	2.66	
山田	10.56	36	3.41	
高木①	5.14	7	1.36	
高木②	4.78	11	2.30	
福江・古田	5.00	20	4.00	
長沢	10.35	32	3.09	
福江	12.33	43	3.49	
西山①	19.32	48	2.48	
西山②	12.35	36	2.91	
西山③	6.19	9	1.45	
保美	62.97	163	2.59	
福江・向山	15.20	82	5.39	

資料編

表 新耐震以前の木造住宅密度（市街化調整区域）3

地域名	地区面積 (ha)	新耐震以前 木造住宅 (棟)	新耐震以前木造 住宅密度 (棟/ha)	10棟/ha 以上
中山①	14.28	49	3.43	
中山②	9.77	25	2.56	
中山③	74.06	414	5.59	
小中山	83.33	541	6.49	
亀山①	15.07	46	3.05	
亀山②	18.06	60	3.32	
伊良湖	14.94	83	5.56	
日出	15.94	75	4.70	
堀切	70.54	316	4.48	
小塩津	24.51	77	3.14	
小塩津・和地一色	21.46	88	4.10	
和地①	13.23	27	2.04	
和地②	23.64	128	5.41	
和地③	8.20	13	1.58	

資料－6

田原市耐震改修促進計画意見交換会

1. 開催概要

○開催日時・場所

- ・日時：【第1回】令和2年10月12日（月） 10：00～11：30
【第2回】令和2年10月26日（月） 10：00～11：30
- ・場所：田原福祉センター3階会議室

○次第

第1回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会のあいさつ 2. 意見交換会参加者紹介 3. 田原市耐震改修促進計画について計画の概要説明 4. 木造住宅の耐震化に向けた現状と課題について現状や取り組み等の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震が起きた際の被害想定について ・田原市の木造住宅の耐震化の現状 ・木造住宅の耐震化に向けて 5. ブロック塀等の転倒防止に向けた現状と課題について現状や取り組み等の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等に関すること ・ブロック塀等に関する対策の現状
第2回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1回意見交換会の確認 2. 木造住宅の耐震化及びブロック塀等の転倒防止に向けた対策について地域ぐるみの耐震活動に向けた普及啓発活動について (令和元年度清田校区減災まちづくり事業) 3. 閉会のあいさつ

○参加者（敬称略）

- ① 名古屋工業大学高度防災センター 客員教授 川端 寛文
- ② 中山校区会長 小川 悟（令和2年度 自主防災活動推進地区）
- ③ 大草校区会長 藤原 喜郎（令和2年度 自主防災活動推進地区）
- ④ 田原市民生・児童委員会 高橋 純子
- ⑤ 田原安心・安全住まいる会 木村 普昌
- ⑥ 田原安心・安全住まいる会 森下 義和

2. 議事（要旨）の概要

[全般に関する意見]

- ・ 東日本の地震は震源地が遠くであったが、南海トラフによる地震は田原市に近いところで起きることから、大きな揺れとなる。地震による人的被害は、火災、津波によることもあるが、建物の倒壊により避難ができないことによることがあり、建物の耐震性が重要になる。また、耐震性の低い建物は古い住宅であり、この住宅の耐震性を高めることにより、人的被害をなくすことが可能である。

[住宅の耐震化に向けた取り組みに関する意見]

- ・ 地元の方から見れば、民間業者に対して不信感がある。安心感を得るために、自治会メンバーが同伴して、地元の業者等の専門家が訪問する必要がある。
- ・ 一人暮らしの高齢者の方は、比較的古い建物に住んでいるケースが多い。高齢者の方は住んでいる住宅より、今の自分の生活、歩くこと、病気、認知症などの自分自身、日々の生活がぎりぎりの状況であるため、耐震改修まで手が回らないのが現実である。
- ・ 耐震改修工事は、家具の移動や多額の工事費がかかり、大変なことだと思っている。
- ・ 高齢者の一人暮らしの方が住んでいる比較的小さい住宅で、外観から判断し、補助金内で耐震改修工事まで可能と思われる住宅が比較的多くある。
- ・ 地元の大工さんだけでは、営業に不慣れな方も多く、また不信感もあるため飛込での営業はしにくい状況がある。
- ・ 高齢者の方も耐震に関しては、自分の命、孫のことを考えると何とかしたいと思っているので、働き掛けが必要だと思う。
- ・ 改修には多額の費用が掛かるというイメージがある。
- ・ 高齢者で、住宅も平屋が多く、このままで良いという方が多いとのことであった。
- ・ 近所の大工さんに相談したら、筋交いを入れたりしてお金もかかるし、大変だから止めたほうがいいと言われた。
- ・ 高齢者は会合があっても、自分からはまず行かない。そうした方々にどのように伝えるかということがあがあるが、伝える際には、まず詐欺ではないという安心感を与えることと、耐震改修にお金はさほどかからない、思うほど大変ではないということを理解してもらうことが重要だと思う。特に、自宅に住んでいながら改修工事ができるというのは驚くと思う。

具体的な対策・対策のヒント

- ・ 高知県の黒潮町では、5年前から大きく動き出したが、それまではほとんど動いていない状況であった。県を中心に地元の大工に働きかけを行い、耐震改修工事の手ほどきを行った。小さな町においては、新築をはじめ地元の大工さんが中心となって建築工事を行っている。地元大工の意識が変わることによって耐震改修工事が進むようになった。地元の人ができることが大事である。地域で、皆で考えて進めることが大事である。また安価な工法を広めることが大事である。
- ・ 低コスト工法を採用することで、補助金内で工事ができ、自己負担がなくなるのであれば、工事をする人が増えると思う。信用性の高い業者や市役所職員の仲介を得て低コストで簡単に実施できるのであれば、その点を周知することで改修工事の実績が増えると思う。
- ・ 市職員のアピール力、説明力が重要である。実際、高齢者の方は、耐震に関する情報量が少なく、心配性なので、信頼性のある業者さんや市役所の方に説明をしていただき、また高齢者の方は理解力も落ちてきているのでよりわかりやすい、納得しやすい説明が必要である。
- ・ 耐震改修に関するPR活動は、広く大きくやっても参加者が少ないため、あまり効果的ではない。自治会の集まりでも役員選などの大事な会でも参加者が少ない状況である。どうすればいいかという、広く大きくではなく、該当地区を決めてピンポイントでPRする方が効果的であると思う。
- ・ 田原市において毎年11月に自主防災の訓練を行っているが、内容がマンネリ化している状況である。その時に今日の様な耐震改修の話をしてはどうかと思う。その時にパンフレット等を配るだけではそれだけで終わってしまうので、可能であれば地元の大工さんに参加いただき、耐震改修工事の内容、費用等の説明等を行うこと、説得力が増すと思う。興味のある方は、質問もされる方もいるので、試しにやってみる価値はあると思う。
- ・ ハウジングアンドコミュニティ財団や減災協（愛知建築地震災害軽減システム研究協議会）の補助を使うなどしてある程度展開できると思う。
- ・ 民生委員も耐震に関して正しい知識を持つておくことは重要だ。
- ・ 耐震のPRのために人を集めるのは大変であるが、防災訓練のように人が集まっている場に出向いてPRするのが効果的だと思う。
- ・ 耐震改修について説明する側の設計士や大工が従来の工法等で高い見積を出してし

まっでは改修が進まないなので、設計士や大工に勉強してもらうことが重要である。

- ・ 大工さんがリフォームなどを頼まれた際に、現場をみて耐震改修もできそうと判断したら建築士さんにつなげるという仕組みさえできれば良い。
- ・ 大工さんを耐震改修に対する理解度のランク付けをすることも考えられる。そうすることで、大工さんも上のランクを目指して頑張れるのではないかな。
- ・ 大工の組織が渥美と田原にあり、その組織の会長さんなどに説明を行って会合でそれぞれの大工さんに広めてもらう。
- ・ 効果が上がりやすそうな地区を選定して先行的に進めることで徐々に広がっていくのではないかな。
- ・ PRの方法として、自治会長は毎年変わっていくので、自治会長に向けて周知を図ることで徐々に知識を広めることも考えられる。自治会長向けの説明資料などがあると良いと思う。
- ・ ケアマネージャーさんなどからも耐震改修のPRができれば門戸は広がるのではないかなと思う。
- ・ 意識をどう変えていくかということで、まずトップの自治会長さんにこういう方法もあるということを知りていくことが良いと思うし、来年の防災訓練でも伝達していきたい。

【住宅の耐震化に向けた補助に関する意見】

- ・ 所有者の方の認識としては、診断を行った場合は、工事まで行わなければならないとの認識を持つ方が多くいることから、診断すら行えないケースもある。
- ・ 耐震改修のみであれば補助金内に収まる場合が多い。
- ・ 現在は補助金が設計と施工をあわせて一括140万円となっているが、設計を完了して、その工事費用と、お客さんの考えていた改修金額に開きがある場合、施工をキャンセルするケースがあり、設計単独に対する補助金が無いことから、設計費用をお客さんに負担していただくことになる。設計料に対する補助があれば良いと思う。

[ブロック塀の耐震化に向けた取り組みに関する意見]

- ・ 危険なブロック塀の所有者本人に自覚がないので、積極的な働きかけが必要である。
- ・ ブロック塀については、倒れて被害が発生した場合、所有者に民事的な責任が発生することがあることから、対応が必要である。
- ・ 空き家のブロック塀が通学路に面している場合があり早急な対応が必要である。

具体的な対策・対策のヒント

- ・ ブロック塀に関しては、大地震が起きれば古いものは必ず倒壊する。
- ・ 所有者、管理者の責任は免れないので、そうしたリスクを訴えながら進めることが重要である。

[ブロック塀の耐震化に向けた補助に関する意見]

具体的な対策・対策のヒント

- ・ 通学路沿いにも危険なものがあるが、そういったところほど補助金を増やすことができないかと思う。そうすることで、危険度の高いところから優先的に解消できるのではないか。

田原市南海トラフ地震被害予測調査業務

報告書

【抜粋】

平成 27 年 3 月

田 原 市

前提条件

(1) 想定地震

内閣府では、南海トラフの巨大地震モデルとして想定する震源断層域（地震時に動く断層域）は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）（平成24年8月29日発表）で報告されたとおり、修正した新たなプレート境界面において、東側（駿河湾側）は駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯の領域を含む。）から、南西側（日向灘側）は九州・パラオ海嶺の北側付近でフィリピン海プレートが厚くなる領域までとし、深さ方向には、トラフ軸からプレート境界面の深さ約30kmからそれよりもやや深い深部低周波地震が発生している領域まで（日向灘の領域はプレート境界面の深さ約40kmまで）とし、そして、震源断層域のなかで、強震断層モデルを検討する強震断層域は、プレート境界面の深さ10kmより深い領域としている。結果として、次の4ケースを設定している。

- ①基本ケース：中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定したもの
- ②東側ケース：基本ケースの強震動生成域を、やや東側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定したもの
- ③西側ケース：基本ケースの強震動生成域を、やや西側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に左側）の場所に設定したもの
- ④陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの

本調査においては、愛知県(2014)でも検討しており、田原市に影響の大きい陸側ケースと東側ケースの2ケースを考えた。

※注）本計画（田原市耐震改修促進計画）では、「建物被害」、「人的被害」の2ケースにおいて、ともに最大となるケースのみを抜粋して掲載しています。

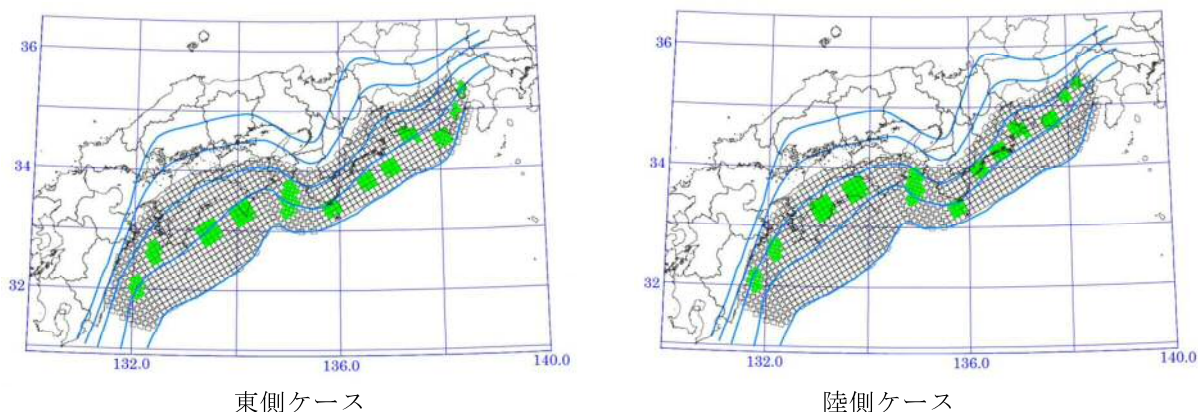


図 1.1 南海トラフの巨大地震モデル検討会(2012)で設定された想定地震の強震動生成域

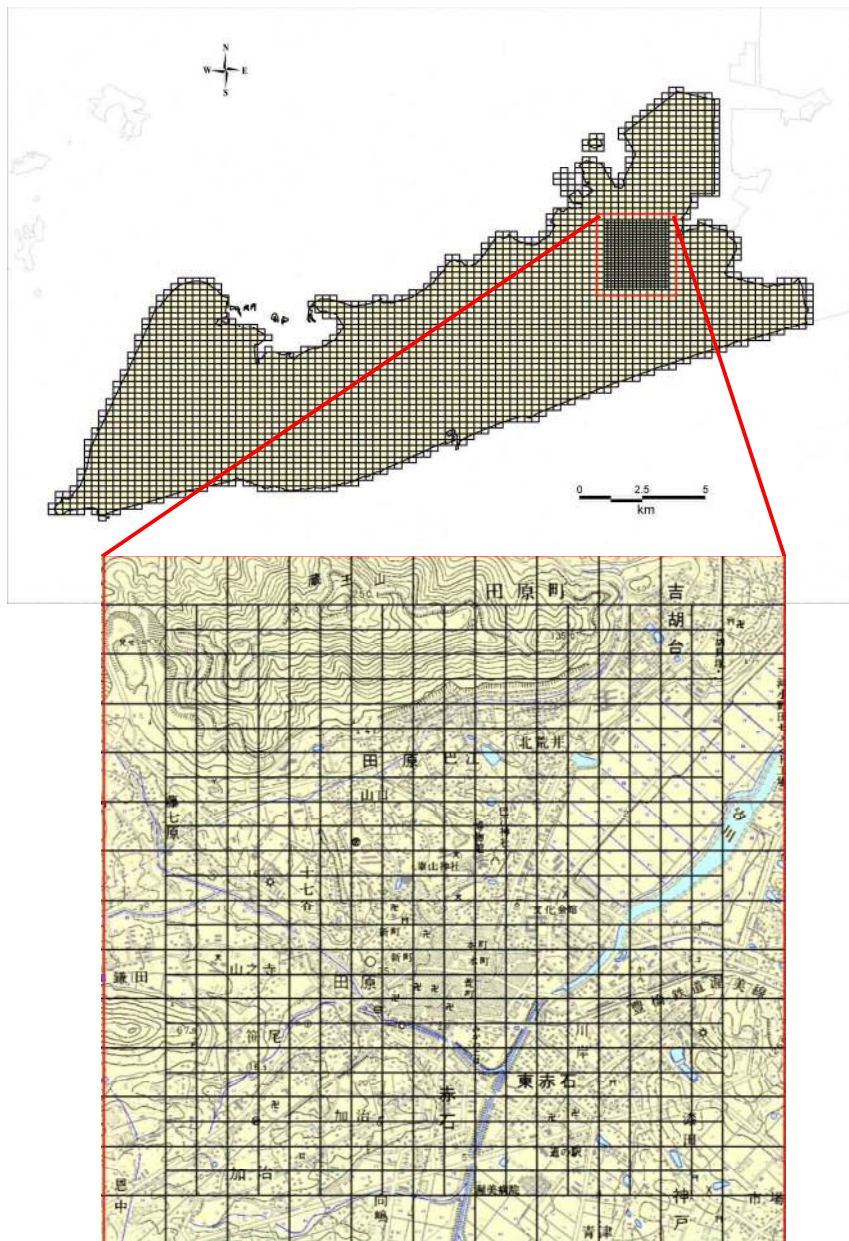
(2) 想定季節と時間

被害を想定する季節と時間は、次の3ケースとした。

- ・冬の夕方（18時頃）
- ・春秋日中（12時頃）
- ・冬の早朝（5時頃）

(3) 被害想定単位

被害を想定する単位は250mメッシュ（中心市街地は125mメッシュ）とした。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000、50000、200000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平19総復、第851

図1.2 作成する地盤モデルのメッシュ区域（125mメッシュ及び250mメッシュ）

建物被害の予測

理論上最大想定モデル（地震動：東側ケース、津波：ケース①）

項目	被害区分	冬・早朝	春秋・日中	冬・夕
地震動	全壊	10,279		
	半壊	5,621	5,569	5,314
液状化	全壊	13		
	半壊	158	157	152
津波	全壊	817		
	半壊	1,121	1,109	1,043
急傾斜地等	全壊	36		
	半壊	84	84	84
火災	焼失	455	587	1,278
建物棟数		30,031		
建物被害総数	全壊・焼失	11,600	11,732	12,423
	半壊	6,984	6,919	6,593
建物被害率	全壊・焼失	38.6%	39.1%	41.4%
	半壊	23.3%	23.0%	22.0%
ブロック塀等転倒数		1,359		
屋外落下物が発生する建物数		3,170		

資料編

建物被害（理論上最大想定モデル（地震動：東側ケース、津波：ケース①）、冬夕方発災）

(1/3)

校区名	地区名	全壊・焼失棟数						半壊棟数				
		揺れ	液状化	津波	急傾斜地	火災	合計	揺れ	液状化	津波	急傾斜地	合計
田原東部	相川	43	0	0	0	1	43	13	0	0	0	13
	谷熊	142	0	1	0	3	146	63	1	3	0	68
	やぐま台	143	0	0	0	0	144	77	0	1	1	79
	豊島	586	0	0	0	5	591	165	0	1	0	166
	御殿山	67	0	0	0	0	67	26	0	0	0	26
小計		980	1	1	0	9	992	344	1	5	1	351
童浦	吉胡	108	0	1	0	7	116	47	0	3	0	50
	浦	199	0	2	0	14	215	166	0	3	0	170
	波瀬	41	0	0	0	7	48	36	0	0	0	36
	片西	16	0	0	0	0	16	22	0	0	0	22
	片浜	42	0	0	0	1	43	22	0	0	0	22
	白谷	41	0	0	0	1	43	36	0	0	0	37
	西浦	9	0	0	0	1	10	6	0	0	0	6
	姫見台	11	0	0	0	4	15	16	0	0	0	16
	木綿台	35	0	0	0	6	42	28	0	0	0	28
光崎	40	0	0	0	2	42	49	2	0	0	51	
吉胡台	30	0	0	0	2	32	28	0	0	0	28	
小計		574	0	3	0	44	622	456	3	7	0	466
田原南部	大久保	213	0	0	1	4	218	128	0	0	2	130
小計		213	0	0	1	4	218	128	0	0	2	130
田原中部	一番東	199	0	0	0	7	206	41	0	1	0	42
	一番西	88	0	0	0	8	96	17	0	0	0	17
	三番組	81	0	0	0	1	82	35	0	0	0	35
	四番組南	171	0	1	0	6	177	49	0	4	0	53
	四番組東	37	0	0	0	3	40	19	0	0	0	19
	四番組西	116	0	0	0	3	119	62	0	0	0	62
	萱町一区	174	0	0	0	19	193	21	0	4	0	26
	萱町二区	162	0	0	0	18	180	19	0	1	0	21
	萱町三区	173	0	0	0	16	188	13	0	0	0	13
	本町	84	0	0	0	9	93	11	0	0	0	11
	新町	241	0	0	0	31	272	37	0	0	0	37
	蔵王	1	0	0	2	0	3	1	0	0	4	6
	蔵王東ヶ丘	68	0	0	0	4	72	50	0	0	0	50
蔵王南ヶ丘	53	0	0	0	4	57	33	0	0	0	33	
小計		1,647	1	1	2	128	1,778	408	0	11	4	423
衣笠	加治	372	0	0	3	8	383	152	0	0	7	159
	衣笠	158	0	0	0	6	164	72	0	0	0	72
	東滝頭	6	0	0	0	3	9	12	0	0	0	12
	八軒家	148	0	0	0	9	157	61	0	0	0	61
	藤七原	49	0	0	0	1	50	37	0	0	0	37
	鎌田	14	0	0	0	2	16	19	0	0	0	19
	赤石	122	0	0	0	5	126	54	0	0	0	55
小計		868	0	0	3	34	905	406	0	0	7	413

注) 端数処理の関係で、合計が各項目の和と一致しない場合がある。

資料編

建物被害（理論上最大想定モデル（地震動：東側ケース、津波：ケース①）、冬夕方発災）

(2/3)

校区名	地区名	全壊・焼失棟数						半壊棟数				
		揺れ	液状化	津波	急傾斜地	火災	合計	揺れ	液状化	津波	急傾斜地	合計
神戸	川岸	235	0	0	0	12	247	38	0	4	0	43
	漆田一区	260	0	0	0	7	267	60	0	0	0	60
	漆田二区	129	0	0	0	7	136	23	0	0	0	23
	神戸市場	81	0	0	0	1	81	21	0	0	0	21
	青津	189	0	0	0	2	191	47	0	0	0	47
	希望が丘	4	0	0	0	0	4	1	0	0	0	1
	赤松	156	0	0	0	2	158	50	0	0	0	50
	志田	24	0	0	0	0	24	9	0	0	0	9
	新美	28	0	0	0	0	28	12	0	0	0	12
	南町	113	0	0	0	2	115	43	0	0	0	43
	谷ノ口	50	0	0	0	0	51	17	0	0	0	17
	東ヶ谷	92	0	0	0	1	92	29	0	0	0	29
	サンコート	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	漆田三区	89	0	0	0	4	93	18	0	0	0	18
東赤石	61	0	0	0	1	62	14	0	0	0	14	
小計		1,512	1	1	0	38	1,552	381	1	5	0	387
大草	大草	264	0	0	0	4	267	104	0	0	0	104
	大草団地	29	0	0	0	5	34	14	0	0	0	14
小計		292	0	0	0	9	301	117	0	0	0	117
野田	芦	20	0	0	1	0	22	23	0	0	0	3
	南	24	0	0	0	1	25	32	0	0	0	32
	彦田	37	0	0	0	0	37	27	0	0	0	27
	雲明	20	0	0	0	2	22	28	0	0	0	28
	保井	34	0	0	0	2	36	40	0	0	1	41
	東馬草	34	0	0	0	6	40	12	0	0	0	12
	山ノ神	35	0	0	0	0	36	16	1	0	0	16
	西馬草	39	0	0	0	7	46	19	0	1	0	19
	今方	29	0	0	0	1	30	21	0	0	0	22
	北海道	16	0	0	0	0	17	9	0	0	0	9
	野田市場	37	0	0	0	5	42	28	0	0	0	28
	仁崎	51	0	0	1	2	55	33	0	3	3	39
ほると台	2	0	0	0	0	2	7	0	0	0	7	
小計		380	0	0	3	27	411	295	1	4	7	306
六連	長上	9	0	0	0	0	9	4	0	0	0	4
	久美原	55	0	0	0	0	56	25	0	0	1	27
	浜田	61	0	0	0	1	62	29	0	0	0	30
	百々	199	0	0	0	2	201	78	0	0	0	78
新浜	34	0	0	0	1	35	27	0	0	0	27	
小計		357	0	0	1	4	362	164	0	0	1	165
高松	高松	327	0	0	3	17	348	147	0	0	7	154
小計		327	0	0	3	17	348	147	0	0	7	154
赤羽根	赤羽根東	177	0	2	2	37	218	73	0	0	5	79
	赤羽根中	182	0	0	0	46	228	60	0	0	0	61
	赤羽根西	252	0	0	1	40	293	61	0	0	2	63
小計		610	0	2	3	123	738	194	0	0	7	202

注) 端数処理の関係で、合計が各項目の和と一致しない場合がある。

資料編

建物被害（理論上最大想定モデル（地震動：東側ケース、津波：ケース①）、冬夕方発災）

(3/3)

校区名	地区名	全壊・焼失棟数						半壊棟数				
		揺れ	液状化	津波	急傾斜地	火災	合計	揺れ	液状化	津波	急傾斜地	合計
若戸	池尻	100	0	26	0	20	146	40	0	10	1	51
	若見	193	0	0	1	46	240	83	0	0	2	85
	越戸	34	0	0	4	1	39	54	0	0	10	64
小計		327	0	26	5	66	424	177	0	10	12	199
泉	宇津江	54	0	0	1	4	59	36	0	0	2	38
	江比間	192	1	5	1	53	252	152	2	69	3	226
	八王子	72	0	0	0	3	76	52	0	0	1	53
	村松	46	0	0	0	2	49	43	0	0	0	43
	馬伏	23	0	0	0	3	26	22	0	0	0	22
	伊川津	98	0	5	1	19	123	84	0	46	2	133
	石神	40	0	0	0	3	44	43	0	1	1	45
夕陽が浜	8	0	1	0	0	9	16	0	6	0	22	
小計		533	1	11	4	89	638	447	3	122	10	581
清田	山田	9	0	0	1	1	10	18	0	0	1	19
	高木	63	0	0	0	4	67	61	0	6	0	67
	折立	79	0	2	0	16	97	53	0	13	0	66
	古田	93	0	1	1	90	185	102	1	11	2	117
小計		244	0	3	2	111	360	234	1	30	4	269
福江	長沢	5	0	0	0	0	5	10	0	0	0	10
	福江	303	3	14	0	191	511	218	4	65	0	288
	保美	128	0	0	0	15	144	136	0	9	0	145
	向山	36	1	16	0	18	71	21	3	32	0	56
小計		472	5	30	0	224	731	385	7	107	0	499
中山	中山	343	0	10	0	197	551	296	0	76	0	373
	小中山	195	0	39	0	129	363	249	1	254	0	504
小計		538	0	49	0	327	914	545	1	330	0	877
亀山	亀山	37	0	0	1	3	41	67	0	20	2	89
	西山	58	0	3	0	1	62	85	2	113	0	200
小計		94	0	3	1	4	102	153	2	133	2	289
伊良湖	伊良湖	17	0	11	1	3	31	39	0	51	3	93
	日出	24	0	100	1	1	125	10	0	12	2	24
小計		40	0	111	2	4	156	49	0	63	5	117
堀切	堀切	77	0	497	1	4	579	50	0	140	2	192
	小塩津	40	0	57	2	7	106	57	0	64	5	125
小計		117	0	554	3	11	685	107	0	204	7	318
和地	和地一色	13	0	1	0	1	15	25	0	1	0	26
	和地	11	0	17	3	2	32	46	0	10	6	62
	土田	7	0	4	1	1	13	23	0	1	3	26
小計		31	0	21	4	4	60	93	0	12	8	114
小計	緑が浜	119	4	0	0	1	124	81	131	0	0	212
	姫島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	白浜	1	0	0	0	0	2	4	0	0	0	4
小計		120	4	0	0	1	126	84	131	1	0	216
田原市合計		10,279	13	817	36	1,278	12,423	5,314	152	1,043	84	6,593

注) 端数処理の関係で、合計が各項目の和と一致しない場合がある。

人的被害の予測

※重傷者、軽傷者は早期避難率低の場合のみ示す

①理論上最大想定モデル（地震動：陸側ケース、津波：ケース①）

項目			冬・早朝	春秋・日中	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)		死者数	530 (36)	210 (16)	389 (23)
		重傷者数	1,043 (142)	1,260 (108)	949 (96)
		軽傷者数	1,938 (488)	2,181 (387)	1,720 (396)
浸水・ 津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	338	95	188
		重傷者数	1	0	0
		軽傷者数	1	0	0
	早期避難率低	死者数	988	512	759
		重傷者数	16	12	15
		軽傷者数	31	22	30
急傾斜地崩壊等		死者数	4	4	4
		重傷者数	2	2	2
		軽傷者数	2	2	2
火災		死者数	50	23	95
		重傷者数	9	11	27
		軽傷者数	24	28	70
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	0	0	0
		重傷者数	0	2	3
		軽傷者数	0	3	7
死傷者数合計	早期避難 率高 +呼びかけ	死者数	921	332	676
		重傷者数	1,055	1,275	982
		軽傷者数	1,966	2,215	1,799
	早期避難 率低	死者数	1,571	749	1,247
		重傷者数	1,070	1,286	997
		軽傷者数	1,995	2,237	1,829
自力脱出困難者数・ 要救助者数		地震動	2,374	1,547	2,027
		津波	79	257	152

資料編

死者数（理論上最大想定モデル（地震動：陸側ケース、津波：ケース①）、冬早朝発災）

(1/3)

〔早期避難率低の場合〕

校区名	地区名	死者数								
		建物倒壊等		津波			急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	うち自力脱出困難	うち津波からの逃げ遅れ						
田原東部	相川	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	谷籾	4	0	3	1	2	0	0	0	7
	やくま台	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	豊島	10	1	1	1	0	0	0	0	11
	御殿山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	18	1	4	2	2	0	0	0	23	
童浦	吉胡	4	0	2	1	1	0	0	0	6
	浦	10	1	1	1	0	0	0	0	12
	波瀬	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	片西	0	0	1	0	1	0	0	0	1
	片浜	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	白谷	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	西浦	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	姫見台	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	木綿台	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	光崎	1	0	0	0	0	0	0	0	1
吉胡台	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
小計	22	1	4	2	2	0	1	0	27	
田原南部	大久保	11	1	0	0	0	0	0	0	11
小計	11	1	0	0	0	0	0	0	11	
田原中部	一番東	4	0	1	1	0	0	0	0	5
	一番西	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	三番組	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	四番組南	3	0	3	2	1	0	0	0	6
	四番組東	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	四番組西	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	菅町一区	3	0	9	8	1	0	0	0	13
	菅町二区	4	0	3	3	0	0	1	0	8
	菅町三区	4	0	0	0	0	0	1	0	5
	本町	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	新町	6	0	0	0	0	0	1	0	7
	蔵王	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	蔵王東ヶ丘	1	0	0	0	0	0	0	0	2
蔵王南ヶ丘	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
小計	38	3	16	14	2	0	4	0	58	
衣笠	加治	15	1	0	0	0	0	0	0	15
	衣笠	7	0	0	0	0	0	0	0	7
	東滝頭	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八軒家	7	0	0	0	0	0	0	0	7
	藤七原	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	鎌田	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤石	1	0	0	0	0	0	0	0	1
小計	31	2	0	0	0	0	1	0	32	

注) 端数処理の関係で、合計が各項目の和と一致しない場合がある。

資料編

死者数（理論上最大想定モデル（地震動：陸側ケース、津波：ケース①）、冬早朝発災）

(2/3)

[早期避難率低の場合]

校区名	地区名	死者数							合計
		建物倒壊等		津波		急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	うち自力脱出困難	うち津波からの逃げ遅れ					
神戸	川岸	4	0	3	3	0	0	0	7
	漆田一区	4	0	0	0	0	0	0	4
	漆田二区	2	0	0	0	0	0	0	2
	神戸市場	1	0	0	0	0	0	0	1
	青津	3	0	0	0	0	0	0	3
	希望が丘	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤松	4	0	0	0	0	0	0	4
	志田	1	0	0	0	0	0	0	1
	新美	1	0	0	0	0	0	0	1
	南町	3	0	0	0	0	0	0	3
	谷ノ口	2	0	0	0	0	0	0	2
	東ヶ谷	3	0	0	0	0	0	0	3
	サンコート	0	0	0	0	0	0	0	0
	漆田三区	1	0	1	1	0	0	0	2
東赤石	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計		28	2	4	4	0	1	0	33
大草	大草	10	1	0	0	0	0	0	10
	大草団地	2	0	0	0	0	0	0	2
小計		11	1	0	0	0	1	0	12
野田	芦	2	0	0	0	0	0	0	2
	南	1	0	0	0	0	0	0	1
	彦田	2	0	0	0	0	0	0	2
	雲明	1	0	0	0	0	0	0	1
	保井	2	0	0	0	0	0	0	2
	東馬草	2	0	0	0	0	0	0	2
	山ノ神	2	0	0	0	0	0	0	2
	西馬草	2	0	0	0	0	0	0	2
	今方	2	0	0	0	0	0	0	2
	北海道	1	0	0	0	0	0	0	1
	野田市場	2	0	0	0	0	0	0	2
	仁崎	3	0	1	1	0	0	0	4
	ほると台	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		20	1	1	1	0	1	0	23
六連	長上	0	0	0	0	0	0	0	0
	久美原	2	0	0	0	0	0	0	2
	浜田	2	0	0	0	0	0	0	2
	百々	7	0	0	0	0	0	0	7
	新浜	1	0	0	0	0	0	0	1
小計		12	1	0	0	0	0	0	12
高松		21	1	0	0	0	1	0	22
小計		21	1	0	0	0	1	0	22
赤羽根	赤羽根東	14	1	2	0	2	0	0	18
	赤羽根中	13	1	0	0	0	3	0	15
	赤羽根西	15	1	0	0	0	3	0	19
小計		42	3	2	0	2	8	0	52

注) 端数処理の関係で、合計が各項目の和と一致しない場合がある。

資料編

死者数（理論上最大想定モデル（地震動：陸側ケース、津波：ケース①）、冬早朝発災）

(3/3)

[早期避難率低の場合]

校区名	地区名	死者数							合計	
		建物倒壊等		津波			急傾斜地崩壊等	火災		ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物
		(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		(うち自力脱出困難)	(うち津波からの逃げ遅れ)					
若戸	池尻	7	0	24	8	16	0	1	0	32
	若見	16	1	1	0	1	0	3	0	20
	越戸	2	0	0	0	0	0	0	0	3
小計	26	2	25	8	17	0	4	0	55	
泉	宇津江	4	0	0	0	0	0	0	0	5
	江比間	16	1	21	16	5	0	1	0	39
	八王子	5	0	0	0	0	0	0	0	5
	村松	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	馬伏	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	伊川津	9	1	13	12	1	0	1	0	23
	石神	3	0	0	0	0	0	0	0	4
夕陽が浜	1	0	1	1	0	0	0	0	2	
小計	46	3	35	29	6	0	3	0	84	
清田	山田	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	高木	5	0	1	1	0	0	0	0	6
	折立	7	0	5	5	0	0	1	0	13
	古田	12	1	3	3	0	0	4	0	19
小計	25	2	9	9	0	0	5	0	39	
福江	長沢	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	福江	31	2	27	23	4	0	7	0	64
	保美	14	1	2	2	0	0	1	0	16
	向山	3	0	6	6	0	0	0	0	9
小計	48	3	35	31	4	0	8	0	91	
中山	中山	40	3	21	20	1	0	9	0	70
	小中山	36	2	68	58	10	0	3	0	107
小計	76	5	89	78	11	0	12	0	177	
亀山	亀山	6	0	3	3	0	0	0	0	9
	西山	8	1	17	14	3	0	0	0	25
小計	14	1	20	17	3	0	0	0	35	
伊良湖	伊良湖	5	0	31	6	25	0	0	0	36
	日出	5	0	93	10	83	0	0	0	98
小計	10	1	124	16	108	0	0	0	134	
堀切	堀切	18	1	502	42	460	0	0	0	520
	小塩津	8	1	100	14	86	0	0	0	108
小計	26	2	602	56	546	0	0	0	628	
和地	和地一色	2	0	1	0	1	0	0	0	3
	和地	2	0	14	0	14	0	0	0	16
	土田	1	0	3	0	3	0	0	0	4
小計	5	0	18	0	18	0	0	0	24	
小計	緑が浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	姫島	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	白浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田原市合計	530	36	988	267	721	4	50	0	1,571	

注) 端数処理の関係で、合計が各項目の和と一致しない場合がある。

資料－８

通行障害既存ブロック塀等調査結果の整理

本市におけるブロック塀の分布状況について、自治会の協力のもと小学校区単位にて調査を実施し、対象箇所ごとに位置情報及び諸元データを入力しました。その結果、緊急輸送道路（第１次、第２次）に面するブロック塀の件数は、167箇所（第１次緊急輸送道路沿いに58箇所、第２次緊急輸送道路沿いに109箇所）分布していることが分かりました。

前面道路	ブロック塀種別				合計
	コンクリート ブロック塀	鉄筋コンクリ ート組立塀	その他	不明	
第１次緊急輸送道路	40箇所	9箇所	9箇所	－	58箇所
第２次緊急輸送道路	75箇所	27箇所	5箇所	2箇所	109箇所

図 ブロック塀位置図

